

スーパー定期【単利型】【複利型】 メールオーダー定期預金

(令和6年12月2日現在)

| 項 目 | | 内 容 | |
|--------------------------|---------|--|-----------|
| 1. 商 品 名 | | スマートスリー | スマートテン |
| 2. ご利用可能なお客様 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 当組合で営業地域（大阪市、堺市、和泉市、泉大津市、茨木市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、交野市、門真市、河内長野市、岸和田市、四條畷市、吹田市、摂津市、大東市、高石市、高槻市、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、東大阪市、枚方市、藤井寺市、松原市、守口市、八尾市、泉北郡、三島郡、南河内郡）に居住、又は勤務され、原則、当組合に出資いただける18才以上の個人（組合員）の方 ※短期滞在、在留資格のない方はお申込みできません。 | |
| 3. 申込方法 及び申込の流れ | | <ul style="list-style-type: none"> ① 当組合ホームページ「メールオーダー定期預金」の申込画面に必要事項を入力の上、お申し込みください。 ② 当組合で申込を確認後、申込書等を郵送いたします。 ③ お送りした申込書等一式を同封の返信用封筒でご返送ください。 ④ 「振込先の口座番号のお知らせ」をお届出住所に転送不要扱いの簡易書留で郵送します。 ⑤ メールオーダー定期預金及び出資金の合計金額を「振込先の口座番号のお知らせ」に記載の専用普通預金口座にお振込みください。 ⑥ 資金到着後、かつ、お申込み書類が完備した時点で定期預金証書を作成し、お届出の住所に転送不要扱いの本人限定受取郵便(特定事項伝達型)で郵送いたします。 ※専用普通預金通帳・専用キャッシュカード・定期預金証書及び出資金の加入申込金預り証は、同時にご郵送いたしますが、出資証券はお手許に届くまでに若干の日数を要しますのでご了承ください。 | |
| 4. 期 間 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 1年（単利型）、3年（複利型）、5年（複利型） （自動継続型の元金継続又は元利金継続となります。） | |
| 5. 預 入 | 預 入 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本定期は、本支店の窓口でのお取扱いは出来ません。 お問合せはメールオーダー定期専用受付へご連絡下さい。 | |
| | 預 入 金 額 | ● 300万円以上 1,000万円未満 | ● 1,000万円 |
| | 預 入 単 位 | ● 100万円単位 | ● 1,000万円 |
| 6. 払 戻 方 法 | | <ul style="list-style-type: none"> ① 解約される2週間前迄にお電話ください。解約書類を郵送いたします。 ② 定期預金証書の裏面にご署名・捺印の上、当組合に簡易書留で郵送して下さい。 ③ 指定口座への振込をご希望の場合は、併せて「振込依頼書」の提出が必要です。 ④ 「振込依頼書」のご提出のない場合は、お客さまの専用普通預金口座へ入金します。 | |
| 7. 利 息 | 適 用 金 利 | <ul style="list-style-type: none"> ● 預入日に当組合ホームページに掲載するメールオーダー定期預金、『スマートスリー・スマートテン』の金利を適用します。 | |
| | 利 払 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 単利型の場合は、預入日から満期日前日までの日数により計算します。 ● 複利型の場合は、6カ月毎の複利の方法で利息を計算します。 | |
| | 計 算 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 | |
| 8. 税 金 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ● ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。 | |
| 9. 手 数 料 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 振込手数料・ATM入金時手数料は、お客様ご負担となります。 ● 当組合からの郵送料・振込手数料は、当組合が負担します。 | |
| 10. 付加できる特約事項 | | <ul style="list-style-type: none"> ● マル優はご利用できません。 | |
| 11. 定期預金の満期案内 について | | <ul style="list-style-type: none"> ● 満期日の約1か月前までに満期案内通知はがき「満期のお知らせ（圧着ハガキ）」をお客様のお届出住所に郵送します。 | |
| 12. 定期預金満期時のお取扱い について | | <ul style="list-style-type: none"> ● メールオーダー定期預金『スマートスリー・スマートテン』は自動継続式定期預金ですので、ご継続のお手続きは不要です。 ● 満期日当日の『スマートスリー・スマートテン』にて自動継続されます。金利は当組合ホームページに掲載しています。 | |
| 13. 解約手続き について | | <ul style="list-style-type: none"> ● 満期時に解約される場合は、2週間前迄にお電話ください。解約書類を郵送いたします。詳しくはメールオーダー定期専用受付にお問合せください。 | |
| 14. 中途解約時の取扱い | | <ul style="list-style-type: none"> ● やむをえず満期前に解約する場合は2週間前迄にお電話ください。解約書類を郵送いたします。詳しくはメールオーダー定期専用受付にお問い合わせください。（一部解約、一部引出しはできません） ● 満期前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 | |

スーパー定期【単利型】【複利型】 メールオーダー定期預金

(令和6年12月2日現在)

| 項 目 | 内 容 |
|--|--|
| | <p>A 6カ月未満……………解約日における普通預金利率</p> <p>B 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%</p> <p>C 1年以上3年未満……………約定利率×70%</p> <p>②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6カ月未満……………解約日における普通預金利率</p> <p>B 6カ月以上1年未満……………約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%</p> <p>③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%</p> <p>G 3年以上5年未満……………約定利率×90%</p> <p>④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6カ月未満……………解約日における普通預金利率</p> <p>B 6カ月以上1年未満……………約定利率×30%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%</p> <p>G 3年以上4年未満……………約定利率×80%</p> <p>H 4年以上5年未満……………約定利率×90%</p> |
| <p>15. 苦情処理措置</p> <p style="margin-left: 20px;">● 紛争解決措置</p> | <p>● 苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、かけはし支店またはリスク管理部にお申し出ください。【窓口：成協信用組合リスク管理部】(電話：06-6720-3070)</p> <p>受付日 月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時</p> <p>● 紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合リスク管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等に照会ください。</p> <p>【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時 電 話 03-3567-2456</p> <p>住 所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1(全国信用組合会館内)</p> |
| <p>16. その他参考となる事項</p> | <p>● 通帳式のお取扱いはできません。</p> <p>● この預金は、預金保険制度の対象商品です。(合算して元本1,000万円までとその利息等が対象となります。)</p> <p>● この商品は「かけはし支店」での取扱いとなります。</p> <p style="margin-left: 20px;">かけはし支店所在地 大阪府東大阪市足代南1丁目11番9号</p> <p style="margin-left: 40px;">電話番号 0120-284-100</p> |